

木曾町いじめ防止基本方針

平成26年5月

木曾町教育委員会

(最終改定 令和6年5月)

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等の対策基本方針.....	1
(1) いじめ防止等の対策.....	1
(2) いじめの定義.....	1
(3) いじめの防止等の対策の責務.....	2
2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み.....	3
(1) いじめを未然に防ぐために.....	3
(2) いじめの早期発見.....	3
(3) いじめへの対応.....	4
3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み	7
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定.....	7
(2) 「学校組織」の設置.....	7
4 重大事態への対処.....	8
(1) 学校の対応.....	8
(2) 町教育委員会又は学校の対応.....	8
(3) 町長による対応.....	1 1
(4) 重大事態発生時の報告・調査の流れ.....	1 2

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

木曾町教育委員会は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「木曾町いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめの防止等の対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒にかかわる問題であるという認識に立ち、児童生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを、児童生徒が十分理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(2) いじめの定義

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第 2 条。以下、枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」として対処する。

■ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど

(「いじめ防止等のための基本的な方針」〈平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〉を参照。以下「国の方針」という。)

■ いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をよし立てたりおもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

(3) いじめの防止等の対策の責務

- ① 木曾町教育委員会は、基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のために必要な措置を講ずる責務があります。
- ② 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。
- ③ 保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めます。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。さらに、保護者は、国、県、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめを未然に防ぐために

① 学校の教育活動を通じた取り組み

- 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校づくりを進めます。
- 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成します。
- 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導します。
- 児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行います。
- いじめを人権問題とらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童生徒の人権意識の向上を図ります。

② 町教育委員会の施策による取り組み

- いじめをはじめとする生徒指導に係る体制等の充実のため、教諭・養護教諭、カウンセリング指導員等の教職員の適切な配置を行います。
- 人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、児童生徒のいじめ防止等のための自主的活動に対する支援の充実を図ります。
- 「木曾町こども家庭相談室」の教育相談員による教育相談等、いじめ相談体制の整備・充実を図ります。
- いじめ対策が専門的知識に基づき、適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 木曾町要保護児童等対策協議会・子ども支援ネットワーク運営委員会、関係部局との連携を図りながら、いじめ防止のための活動を推進します。
- 日常的な家庭教育や地域における健全育成の取り組みを支援し、いじめ防止に関する啓発活動を実施します。

(2) いじめの早期発見

① 学校の教育活動を通じた取り組み

- 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童生徒の言動や表情を細かく観察することや児童生徒に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。

- いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- いじめによるストレスや悩みを抱えている児童生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、保健室等の相談窓口の周知を図りながら気軽に相談できる場づくりを行い、状況によっては早めにスクールカウンセラーにつなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。

② 町教育委員会の施策による取り組み

- 各小・中学校におけるいじめの現状を把握・分析し、早期発見のための調査等を実施するとともに、学校がいじめの実態把握についての取り組み状況を点検します。
- いじめの早期発見に向けた取り組みが、全校体制で組織的に行われるように、学校がいじめ対策組織のあり方について、指針を示すとともに、取り組みの充実を促します。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや関係団体との連携促進を進め、学校評議員会、民生児童委員会等を通して、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働するよう働きかけます。
- いじめをはじめとする困りごとについて、学校からだけではなく多様な場所からの情報収集を行うために「こども家庭相談室」や「こども家庭センター」とも連携を図りながら、こうした関係機関の周知を行うとともに全家庭や子どもたちの状況把握をできるような体制づくりに努めます。

(3) いじめへの対応

① いじめの疑いを捉えた場合の対処

- いじめの疑いがあることを確認したときは、学校から町教育委員会へ一報し、学校組織で詳細を確認しながら、その経過を共有しつつ、事実確認を正確に行います。必要に応じて家庭とも協力しながらその事実を共有し、児童生徒が安心して生活できるように支援を行います。

② いじめの認知後の対処等

- いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学

校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校組織」という。)に報告し、情報を共有します。以後、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について適切・適時に調査・協議等を行います。

- 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童生徒の保護者の理解を得た上で、当該児童生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童生徒を守る措置を講じます。
- いじめられている児童生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童生徒の登下校の見守り等を行い、当該児童生徒の安全を確保します。
- いじめを行ったとされる児童生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- いじめられている児童生徒といじめを行ったとされる児童生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を町教育委員会に報告します。
- 法第23条第2項により、町教育委員会が学校からいじめについての報告を受けた場合は、町教育委員会は当該学校に対して、緊急の相談員の派遣等必要な支援を行うとともに、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じます。
- 重大事態が発生した場合は、P8以降を参照にして対処します。

③ いじめ解消に向けた取り組み

- いじめられていた児童生徒が信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携するなどして、当該児童生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラー等、専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- いじめを行っていた児童生徒が、健全な活動目標(学習目標の設定、児童会・生徒会の活動、部活動、奉仕活動等)を自ら見つけられるように、教職員、

家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。

- いじめを見ていた児童生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- 児童生徒が、児童会・生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。

④ インターネット上でのいじめに対する対処

- 児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努めます。
- 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得ます。
- 児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努めます。
- 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処します。

3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各小・中学校は、国、県、町の方針を参考にして、いじめ防止等の取り組みの基本的な方向や取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める必要があります。

学校基本方針は、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等対策全般に係る内容である必要があります。

(2) 「学校組織」の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことを明示したものです。

学校組織の役割の例として、

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を生かした役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や、問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

等があります。

なお、各小・中学校においては、生徒指導上の課題に組織的に対応するため、「生徒指導委員会」等の組織を従来から設置しており、こうした既存の組織を活用・充実させて、法律に基づく当該組織として機能させることも考えられます。

4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

第28条第1項

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 学校の対応

- 学校は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合、町教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会平成24年1月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておきます。
- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに学校組織を中核とし、対応チームを組織します。
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行います。
- 関係機関等（警察・医療・消防・町教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築を行います。
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保
- 「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備します。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。
- いじめた児童生徒への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のも

と継続します。

(2) 町教育委員会又は学校の対応

ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告します。また、町教育委員会は速やかに県教育委員会に報告します。

イ 重大事態の調査

(ア) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、町教育委員会が調査の主体となります。

(イ) 調査組織

- ・ 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ・ 学校が調査の主体となる場合は、学校組織を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- ・ 町教育委員会は、必要に応じて県教育委員会に対し、調査組織の設置並びに専門的知識及び経験を有する者の候補者等について助言や支援を要請します。

(ウ) 調査の実施

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
- ・ 調査実施にあたっては、調査実施前に被害児童生徒・保護者及び加害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明することを基本とします。（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年文部科学省）

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）

- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - ④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
 - ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
 - ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。
 - ※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。
 - ・ 調査の主体（町教育委員会又は学校）は調査組織による調査に全面的に協力し、事実にしかりと向き合うことが重要です。
 - ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要です。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指します。
 - 背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

ウ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・ 町教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要です。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮することが必要です。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。

(イ) 調査結果の報告

町教育委員会又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。

エ 調査結果を踏まえた措置

町教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

(3) 町長による対応

(2)ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

ア 再調査

- ・ 再調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ・ 従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、(2)イの調査に並行して、町長による調査を実施することもあります。
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、町長は、その結果を議会に適切に報告します。
- ・ 町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

(4) 重大事態発生時の報告・調査の流れ

